

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

次期 NISTEP 定点調査の調査設計に係る業務

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

契約締結日から令和3年3月31日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和2年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

科学技術・学術政策研究所 総務課経理係 委託事業担当

電話 03-3581-2391 内線 7429

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3. (1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和2年10月30日 14時00分 科学技術・学術政策研究所 会議室

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

令和2年11月17日 12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

令和2年11月24日 14時00分 科学技術・学術政策研究所 会議室

(6) 開札の日時及び場所

令和2年12月 9日 14時00分 科学技術・学術政策研究所 小会議室

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4 (3) ②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

令和2年10月22日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

菱 山 豊

仕 様 書

1. 委託業務題目

次期 NISTEP 定点調査の調査設計に係る業務

2. 委託業務の目的

文部科学省科学技術・学術政策研究所（以下、「当研究所」という。）は、有識者や研究者に対する意識調査に基づき、日本の科学技術やイノベーションの状況をモニタリングする「科学技術の状況に係る総合的意識調査」（以下、「NISTEP 定点調査¹」という。）を、第5期科学技術基本計画中の5年間に実施した（最終年度の調査となる NISTEP 定点調査 2020 は現在実施中）。これまでの調査から、NISTEP 定点調査から得られる結果が政策立案やモニタリングにおける貴重なデータとなることが立証されたところである。

本業務では、第6期科学技術基本計画期間（令和3年度～令和8年度）中において、これまで以上に政策立案や評価に役立つデータの構築を目指すため、更に発展させた調査（以下、「次期 NISTEP 定点調査」という）を実施するために必要な調査設計に係る業務の一部を委託することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、次の（1）～（3）を実施すること。なお、本委託調査の主たる成果物である「次期 NISTEP 定点調査の調査設計（案）」については、①第5期科学技術基本計画中に実施中の NISTEP 定点調査の設計、②公開されている第6期科学技術基本計画の情報、③以下に示す次期 NISTEP 定点調査に向けた検討事項をもとに検討を行う。受託者は、その案をもとに作成した資料を、次期 NISTEP 定点調査検討委員会に諮り、委員会での議論を踏まえて修正・再整理を図る。

業務の実施に当たっては、当研究所担当者と定期的に打ち合わせ（1カ月に2回程度を想定）をし、業務の進捗報告等を行うこと。（1）～（3）を効率的・効果的に実施するスケジュール上の工夫等があれば提案書に示すこと。

次期 NISTEP 定点調査に向けた検討事項

- A) どのような視点から調査を行うのか。基本計画のモニタリング又は基本計画とは直接結びつけずに科学技術イノベーションの状況を観測。統合イノベーション戦略もモニタリングの対象とするか。
- B) 継続して状況を把握すべき質問は何で、第6期科学技術基本計画に合わせて状況を把握すべき質問は何か（回答者負担の観点からみた質問数、定常質問と深掘質問のバランスも踏まえて検討）。
- C) 次期 NISTEP 定点調査を適切に実施するために、質問票の構成との対応から、調査対象

¹ NISTEP 定点調査は、同一の調査対象者に対して、同一の調査票調査を継続して行うことで、主観的に把握される日本の科学技術やイノベーションの状況変化を追跡する調査である。（<https://www.nistep.go.jp/teiten-s>）

者母集団は、どのような種類や規模が必要であると考えられるか。また、その母集団を構成する調査対象者の選定又はリストアップに際し、どのような特性（所属・役職・年齢など）や割合を踏まえるべきか。

- D) 基本計画中のプラス面の進展の把握、今後に向けたアクションの提示をおこなうために、調査設計にどのような工夫をすればよいか。
- E) 自由記述分析による意見の変更利用の抽出や科学技術イノベーション政策における課題の抽出を、より効果的・効率的に行うにはどうすればよいか。
- F) 調査対象者が入れ替わる中で、5年を越えた継続的な時系列把握が可能か。今後、10年単位で継続して調査を実施することを想定した場合、調査の継続性を保ちつつ、調査対象者を新陳代謝させていくには、どうすればよいか。
- G) その他、3（1）の過去のNISTEP定点調査のレビューを目的としたインタビューにおいて指摘された点。

（1）過去のNISTEP定点調査のレビューを目的としたインタビュー

受託者は、NISTEP 定点調査の意義・課題点・改善点についてのインタビューを行う。インタビュー調査の対象者は10名程度とする。趣旨説明・日程調整、インタビューの実施、インタビューメモの作成等は受託者が行うこと。インタビューには、可能な範囲でNISTEPの調査担当者も同行する。

インタビューでは、①NISTEP 定点調査の当事者（NISTEP の調査担当者、第3期定点調査委員会メンバー）、②NISTEP 定点調査のユーザ（文部科学省、内閣府総合科学技術・イノベーション会議等の行政関係者）、③科学技術社会論や科学技術政策、高等教育政策の外部専門家、④NISTEP 定点調査の回答者から見た意義・課題点・改善点を把握する。

本委託業務の趣旨や検討事項を踏まえて、インタビュー調査の対象者の候補とインタビューの内容について検討し提案書に示すこと。また、インタビューの結果を効果的に3（2）（3）に反映できるようなスケジュール上の工夫を行うこと。

（2）次期NISTEP 定点調査検討委員会による検討

受託者は、次期NISTEP 定点調査の調査設計について助言を受けるため、下記の項目を実施し、次期NISTEP 定点調査検討委員会（以下、「委員会」という。）の設置・運営を行うこと。委員会の委員は10名程度とし、原則、次の流れで2回開催（令和3年2月、令和3年3月頃を想定）すること。

本委託業務の趣旨や検討事項を踏まえて、委員会の委員の候補や調査フレームワークの素案を検討し提案書に示すこと。調査フレームワークには、想定される調査対象者、調査票のイメージ（調査票のパート構造が分かる程度のもの）を示すこと。

第1回委員会： 現行NISTEP 定点調査についての説明、過去のNISTEP 定点調査のレビューの報告、事務局からの問題意識及びそれを踏まえた調査フレームワークについての説明、それを受けた議論。

第2回委員会： 第1回委員会を受けて修正した調査フレームワークの説明、それを踏まえた質問内容及び調査対象者についての説明、それを受け

た議論。

- ・ 当所が指定する委員候補への委嘱作業（委嘱についての文書等の作成も含む）を行うこと。
- ・ 委員会の第1回及び第2回の日程調整を、一括して事前に行うこと。
- ・ 委員会の委員に支払う謝金や旅費、委員会にかかる印刷代、コーヒー代等の諸費用は、受託者が負担すること。
- ・ 委員会で用いる資料の作成を行うこと。なお、資料の作成に際しては、当研究所担当者と十分な打合せを行うこととし、資料案については、遅くとも委員会の2週間前に作成し、当研究所と内容の調整を行うこと。また、委員会の前に委員長への事前説明を行うこと。
- ・ 委員会の会場については、原則、当研究所が指定する場所とすること。ただし、いたしかたない事情により、当研究所において確保ができない場合は、受託者が会場の確保を行うこともあり得る。なお、委員会については、オンライン開催も可能とする。
- ・ 委員会の議事録については、委員会の開催から3営業日以内に作成し、委員への確認作業を直ちに行うこと。
- ・ 第2回委員会で説明を行う調査設計書（案）の内容については、3.（3）の業務内容を踏まえたものとする。

（3）調査設計書の作成

調査設計書には、次期NISTEP 定点調査の調査設計に係る以下の事項を記述した上で、第2回次期NISTEP 定点調査検討委員会までに調査設計書（案）を作成し、それについての説明・議論を行うこと。なお、そこでの議論を踏まえて、最終的な調査設計書を取りまとめること。

本委託業務の趣旨や検討事項を踏まえて、調査設計書（案）のイメージを検討し提案書に示すこと。

- ① 本委託調査の目的
- ② 次期NISTEP 定点調査の調査設計の検討プロセス
- ③ 次期NISTEP 定点調査の基本方針
- ④ 基本方針を踏まえた調査フレームワーク
- ⑤ 次期NISTEP 定点調査の質問票構成及び質問票
 - ・ 基本方針
 - ・ 現行NISTEP 定点調査からの継続質問及び調査の継続性を保つための工夫
 - ・ 次期NISTEP 定点調査において新たに設定した質問とその理由
 - ・ 各質問項目と第6期科学技術基本計画の対応等
- ⑥ 次期NISTEP 定点調査の調査対象者
 - ・ 基本方針
 - ・ 調査対象者母集団（母集団ごとに、1）母集団の内容、2）最終的な調査対象者数、3）調査対象候補者の選定又はリストアップ方法、4）調査対象者候補への打診方法、5）これらのプロセスを踏まえた上で選定又はリストアップが

必要な調査対象者候補者数)等

⑦ その他、委員会での指摘を踏まえた調査上の工夫

4. 委託業務実施期間

契約日から令和3年3月31日

5. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。成果物には以下のものを含む。

- ・ 次期 NISTEP 定点調査検討委員会で用いた資料一式
[資料中で用いている図表の元ファイルも含む]
- ・ 次期 NISTEP 定点調査検討委員会議事録
- ・ 委託業務成果報告書（調査設計書）
[資料中で用いている図表の元ファイルも含む]

6. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示す通りである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断およびその他提案内容の評価等は、技術審査会に於いて行う。総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

「総合評価基準」の「評価項目および得点配分基準」と同様。

7. 無償貸付を行う資料

科学技術・学術政策研究所は、受託者に対し、下記の無償貸付を行う。

- ・ 科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP 定点調査 2019）、科学技術・学術政策研究所, NISTEP REPORT No. 184 [紙媒体, 電子媒体]
- ・ 現行 NISTEP 定点調査の調査設計の際の資料 [電子媒体]

8. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なるものにも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意を持って管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

本仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、科学技術・学術政策研究所と適宜協議を行うものとする。

本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

以上

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「次期NISTEP定点調査の調査設計に係る業務」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「次期NISTEP定点調査の調査設計に係る業務」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	評価基準	
		基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。		
	* 1-1-1. (仕様書に示した内容以外の独自の提案[特にインタビュー内容、調査フレームワークの素案の内容について]がされていればその内容に応じ加点する。)	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	調査対象者の抽出・分析方法が妥当であること。		
	* 1-2-1. (インタビュー調査の対象者候補とインタビュー内容、委員会の委員候補や調査フレームワークの素案の内容、調査設計書(案)のイメージの内容によって加点する。)	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。		
	* 1-3-1. (業務を効率的・効果的に実施するためのスケジュール上の工夫、インタビューの結果を効果的に委員会での議論等に反映できるようなスケジュール上の工夫等があれば加点する。)	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	10
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	過去に類似の調査を実施した実績があること。		
	* 2-1-1. (組織の類似調査の実績内容により加点する。)	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	3
	業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	3
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	3
	円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	/	3
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	過去に類似の調査を実施した実績があること。		
	* 3-1-1. (業務従事予定者が過去に類似調査の受託実績を有していれば加点する。)	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	5
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	5
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。]		
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)		5
	○ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。		
	○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定を受けていること。		
	※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「次期NISTEP定点調査の調査設計に係る業務」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案[特にインタビュー内容、調査フレームワークの素案の内容、調査設計書(案)のイメージの内容]について	10	6	2
1-2-1. 調査対象者の抽出・分析方法の妥当性(インタビュー調査の候補や内容、委員候補や調査フレームワークの素案の内容、調査設計書(案)のイメージの内容)	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について(業務を効率的・効果的に実施するためのスケジュール上の工夫、インタビューの結果を効果的に委員会での議論等に反映できるようなスケジュール上の工夫等)	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	3	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	3	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加付を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等			
・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)		1	
・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)		2	
・認定段階3		3	
・プラチナえるぼし認定		5	
・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ))		0.5	
○ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)			
・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)		1	
・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)		1.5	
・プラチナくるみん認定		2	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定			
・ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加付する。			